

柿崎ふれんどり～ホームうらはま（指定共同生活援助）

○利用料金

（１）訓練等給付費対象サービスの利用料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣が定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害者福祉サービス受給者証をご確認ください。

（２）訓練等給付費対象外サービスの料金

①月額定額料金

種 類	金 額	備 考
家 賃	月額 18,000円	
水道光熱費	月額 11,500円	水道、電気、ガス代
食材料費	月額 21,000円	(朝食300円+夕食400円)×30日
消耗品・業務委託・保守点検費	月額 6,000円	洗濯洗剤等共用部分の消耗品費 建築物点検、非常災害設備点検、建物維持管理費
合 計	月額 56,500円	

②実費負担料金

土、日、祝日の 昼食費	実 費	希望者
その他	実 費	日常生活において通常必要となるものに係る費用 (日用品、保健衛生品、教養娯楽費、町内会費等)
複写物の交付	実 費	利用者のサービスに関わる記録の複写物を交付した場合